

京都市告示第 2 6 4号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更したので，法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 7 日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市南区東九条北河原町の全部

京都市下京区東之町，西之町，屋形町の各一部

京都市南区東九条上御霊町，東九条東山王町，東九条南山王町，東九条南岩本町，東九条東岩本町，東九条西岩本町，東九条河西町，東九条南河原町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)